

-----  
8番 直江修市議員  
-----

議長（中西 康雄君）

通告順8番 直江修市議員の発言を許可します。

-----  
8番（直江 修市君）

農地法改正について質問をいたします。

衆議院本会議で5月の8日、農地法の一部改正案が一部修正されたうえ可決され、参議院に送られ、現在審議中でございます。同改正案は、耕地の効率的な利用を口実に、儲け本位の企業による農業支配に大きく道を開く、1952年農地法制定以来の大転換、つまり戦前の寄生地主制度への反省から確立してきた農民的な土地所有と、家族的な農業経営による農業生産の発展という、戦後農政の根幹を覆すものと農業関係者から指摘をされております。

そこで、現行法を改悪する政府原案の項目と言われているものにつきまして、質問をいたします。まず農地の賃貸権を原則自由にするという改正点であります。農地を適正に利用していない場合は、賃貸を解除する旨の契約条項があれば、農業にかかわらない外資系企業を含む一般企業でも農地を集積できる。儲けのため利用される危険、こういうことが言われております。

内容的にはですね、必要な機械を保有し、農作業に従事する人の数を確保すれば外資を含めた株式会社や、居住していない個人でも農地所有者と、農地を適正に利用していない場合は、貸借を解除する旨の適正利用契約を結べば、自由な賃料で農地を借りることができるとしており、このことで懸念されておりますのが、農地が産業廃棄物の不法投棄場となる危険性が強まるということでもあります。

現に、農業生産法人の形で産業廃棄物業者が農地を利用し、産廃と建設残土を積み上げて放置するといった例も報告されており、許可を審査する農業委員会関係者は営農計画の書類が整えられており、貸手と借手が望めば、不許可にすることは難しいと述べているということでもあります。

適正利用に反する事態が大規模に発生すれば、その解決に多大な時間とコストが必要になります。

参入の許可に市町村が関与することになる規定も、今回の改正案には入っているようでありますけれども、町としても困る改正となると私は考えますけれども、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

次に、農業生産法人の要件見直しという改正点であります。改正案は、農外企業の農業生産法人を活用した農地進出の窓口を一段と広げております。農業生産法人に対する農外企業の実質的な支配を一層容易にし、認定農家や集落営農組織の経営がもっと大変になるとの声があがっております。

宮川地域におきましても有限会社みのり会という組織がございまして、営農をされており、家族経営ができない農家の助けとなっております。こういう本来の農業経営を行っているところがですね、大変農業をやっていくのに困る状態になるというふうな声ですね、関係者からあがっております。こういう改正点でございます。

私は、その法律がですね、国のほうで審査しておる段階で、町のほうに聞くということは、やはり町としても昨日の質問にもございますけれども、大台地域の農地を守っていかならん、環境を守っていかならんという、こういう行政責任がございまして、こういう法律がですね、本当に町のその農業政策を助けるものとなるのかですね、逆にやりにくくしていくものとなるのか、こういうことは当然皆で考えていかならんことだというふうに思います。とりわけ町長のほうでいろいろその許可権がですね、付与されるというようなこともございまして、質問をいたしております。

次に、改正案はですね、小作地所有制度や標準小作料の廃止をするということも謳っております。聞きますと、大台町の農業委員会では、この小作料等は決めていないようなんですけれども、従前、標準小作料については農業委員会で定めておりました。地域のそれが実態に即した小作料であったわけで、借地料の目安となってきたわけなんです。その廃止がですね、農外企業がより高い借地料で農地を集めることを可能にし、地域で、これもですね、頑張る農家、農業団体の営農を阻害する恐れが関係者から指摘をされておりますことにつきまして、町長はどのように考えられるか、お聞きをしております。

次に、改正案は、農地の長期賃借制度を創設しようとしております。賃借期間はですね、現行 20 年以下となっておりますが、それをさらに 50 年以下に延長をするということでもあります。所有権に限りなく近い期間であります。いずれも企業参入自由化と、これは農地へのですね、農業への企業参入自由化と一体で、財界が長期間の賃借契約を認めよということで要求してきたものですね、今度の改正案に盛り込まれたということでもあります。

これは利用を重視するという口実で農地を借りて、現在でもそういう形で営農されている農業者もいるんですけども、この長期間の賃借期間ということになりますと、今までの借手と貸手の関係が微

妙なことになります。高い賃貸料で長期間借りてもらうということを選択するということになれば、今までやってこられた営農者が困る事態になるわけなので、これもこの地域の経営形態から見れば、大きな問題点をはらんでくるのではないかというふうに考えますので、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

政府は、この耕作放棄地の広がりを防止し、食糧供給力の強化を農地法改正の目的としているというふうに説明しているようでございますけども、しかし、耕作放棄地が増大している原因と言いますのは、農地法に問題があるのでもなく、農民の努力が欠如していたからでもありません。農作物の輸入自由化や市場原理等によって、家族経営農業の継続が困難になったためであり、これまでの農政の結果にほかなりません。今、必要なことは国際的な食糧自給の逼迫に対応して、食糧自給率を向上させる農政であり、価格保障や所得保障など今、頑張っている農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策であるというふうに思います。

このことにつきましては、私1人の思いでも考えでもなく、全国で一生懸命に農業をやっておられる皆さん方の思いであるわけでありまして、町としてもやはりこういう農政がですね、敷かれることによって、皆さんが心配しております、これ以上の農地の荒廃を防いでいく、そしてこの地域でもですね、家族経営で農業を営んでいけるという、本来あるべきその農業の姿にしていく道だというふうに思います。まずこの点で町長の見解を伺いたいというふうに思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは、農地法の改正についてお答えをいたします。1点目の一般企業の農業参入でございますが、農地法の改正にあたりましては、「将来にわたり一般企業の農地所有権取得を容認しない。」あるいは「不耕作目的、転貸目的の農地の利用権取得を防止する。」「地域の担い手育成の取り組みの障害とならない。」等の法制上の措置が講じられるよう、各都道府県農業会議が各市町の農業委員会の意見を集約し、国に対し要望してまいったところでございます。

今回の改正案では、一般企業に認められるのは農地の貸し借りのみであり、所有権の移転は認められておらず、一般企業による投機目的や転売目的等での農地の取得を認めるものでもございません。

また、改正案には一般企業の農地の適正理由について、農地法第3条の2に、「貸借権の設定を受けた者が、その農地等適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当事者が貸借権の解除をしないときは許可を取り消さなければならない」と、新たに付け加えられております。

町としましては、一般企業が今回の改正案に基づき、農地を借りるような事例が発生した場合、その農地が適正に管理されているかについて、農業委員会に定期的にパトロールするよう要請するなどして、監視をしてまいりたいと考えております。

2点目の農業生産法人の要件見直しについてでございますが、農業生産法人への出資の制限については、現行の農地法第2条第7項により、食品関連事業者等から農業生産法人への出資は10%以内と制限が課されておりますが、食品関連事業者等との連携の強化や資本の充実を図る観点から、改正案では50%未満までに引き上げられまして、外資系企業などによる農業生産法人の支配化について危惧されているところでございます。

しかしながら、農業生産法人の構成員等の要件は改正されておらず、引き続き農業生産法人が地域の農業者を中心とする法人であるとの性格は変わっておりません。当町におきましても、引き続き有限会社みのり会のように、農家の共同組織として町の農業を担っていただきたいと、こう考えております。

3点目の小作地所有制度及び標準小作料の廃止についてのご質問でございますが、小作地所有制度は農地法第6条第1項に基づき、町外の方が町内に農地を所有している場合、その農地は貸すことができません。また、町民が所有する農地については県の規定で8,000以上は貸し付けできないよう定められております。この規定が担い手への農地の集積を阻害する要因となっているため、今回、廃止されることとなっております。

小作地所有制度が廃止されることにより、農地を貸すことを目的として、農地を大規模に取得し、これを貸すことにより利益を得ることが懸念されますので、農地の所有権移転の際には、引き続き農業委員会総会での適正な農地法の審議をお願いをいたしたいと考えております。

標準小作料の廃止についてのご質問ですが、地域における借地料の指標となる価格を公的に定めた標準小作料については、農地法第23条第1項に基づき、農業委員会が定めることができるとなっておりますが、改正案では標準小作料に代えて、作物別ほ場条件別等の実勢借地料の情報を幅広く提供する仕組みを新たに設けると聞いております。

4点目の農地の長期賃借制度の創設についてのご質問でございますが、農地の貸借の存続期間は民

法により20年以内とされておりますが、町内の現状から申しますと、貸借のほとんどは3年から5年以内、長くても10年までの期間で契約をされておりまして、また、その契約が切れる際に、再度契約更新の手続きをしておられます。したがって、貸借の存続期間が50年以内に延長されましても、現在の農地の貸借に対する農家の考え方は、そう変わらないのではないかと考えております。

5点目の町としての見解についてでございますが、議員ご指摘のとおり、耕作放棄地の発生原因は、高齢化等による労働力の不足が5割近くを占め、次いで生産性が低い、農地の受け手がない、それから耕地整備がなされていない、獣害による土地条件が悪い等でございます。言いかえますと、農業だけでは生計が成り立たないということございまして、これまでの農政のあり方に、私も議員同様の感想を持っているところであります。

日本の農業は、生産物の輸入自由化などにより、諸外国と比較して生産コストが高くつくなど、生産消費構造の変革によって、国内の農業は低迷し、結果として遊休農地や高齢化等の問題が惹起されたものでありまして、このような状況が今回の農地法の改正の背景になったものと考えているところでもあります。

当町におきましては、基盤整備等が多少進んでおりますものの、担い手不足への対応や獣害対策等厳しい諸課題が山積しておりますが、宮川物産、道の駅、農協の生産部会、茶農家、畜産農家等も頑張っている状況であります。今後、遊休農地の拡大防止、獣害対策、担い手確保対策等所得保障も含め、我々も汗しなければなりません、国、県への政策等を確立するよう、強力な取り組みをしていかねばならないと考えているところであります。

現在、県においては仮称ではございますが、三重の食と農の活力向上推進条例を樹立する予定でございます。これとの連動や、あるいは過疎法の延長問題においてもハード、ソフト事業の重要性も訴えているところでもございます。今後もさらなる運動強化に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

直江議員。

-----

8番（直江 修市君）

改正案は、今質問しましたように、農地の賃貸権の自由化、農業生産法人の要件見直し、小作地所有制度や標準小作料の廃止、農地の長期賃借制度創設という項目が主でありまして、これらの項目を総合しますと、改正の目的と言いますのは、外資系企業を含む一般企業でも、農地を集積できるというところにあるように思うんですね。これは前述しましたように、早くから企業のほうからですね、求められてきておった内容だということで、経済連はこの農地法の改正を大変歓迎する、コメントを出しております。

で、農業外のこういった企業が農地を取得して営農してある。トマトを栽培したりとか、いわゆるスーパーで自分とこのつくったものを販売するというようなことでしておりますけれども、それが採算に合わなくなれば、直ちに撤退をしていくというような状況も報告をされております。

そこで、国会でも問題になっておりますのは、こういう改正によって企業が農地を集積できる。そして農地を利用するかの形を取りながら、結局、その産廃業者がですね、処分地に利用しておるといのが、かなりなケースでやっぱりあるという報告なんですね。

で、今、町長言われましたように、農業委員会で一旦許可してですね、それが適正に利用されているかどうか、きちっとパトロールすると言われておりますけれども、実際、そういう状況があったとしても、これはなかなか直ちにですね、違法という形で、その農地の賃貸契約を解除するようなところまで、持っていけるんかどうかということが問われております。

申しましたように、現にその農業委員会の方が、そういう現場を目の当たりにしながらも、貸手と借手がですね、同意しておって、しかもその捨てられた廃棄物の撤去費用なんかをどうするかというようなときになったときに、産廃業者はもうお金がありませんということで、適正な農地に戻すというようなことをしないということもですね、現実にあるということから、大きな危惧を抱いておるんですね。

ここは、私今までこの法案の審議の経過をずっと読んできていましたけども、やっぱり一番要のところのようなんです。国が言っているように、その耕作放棄地を企業が借りて農業するわけやないと、有料農地でもこれはもう合わない現実があつてですね、これは投棄の対象とか、そして直接支払制度でもって、国から補助金を受ける、こういうことをも先々戦略として考えておるといふんですね。

で、その農業外企業が借りて、どう利用するかと、やっぱりその産廃廃棄物の捨て場というのがですね、大きいんですね。当然、農地を農地として利用されれば問題ないわけなんで、ただ、こういう改正がなされてですね、形だけ機械保有、形だけ農作業に従事する人の数を確保すれば、要件を満たすということで、農地が借りられると、しかも50年以下という長期間ですね、借りられるというよう

なことからも、小作料ももう撤廃されて、今、貸しておる地代よりも高いお金がですね、農家に払われるというようなことになりましたら、やはりそちらへ手が延びていくというようなことも現実に出てくるわけなんで、そこらの懸念を言うておるんですね。

ですから、大いに私はこの改正を警戒する必要があるし、関係者とよく協議し、意見を述べていくという、私必要があるんじゃないかというふうに思いますので、改めて伺いたいというふうに思います。

それで、本当に町長が言われましたように、この農地の賃貸問題が出てきたときに、しっかり市町村長が参入の許可に関与するということでありますので、チェック本当にできるのか、農業委員会が適正に利用されていないという状況があったときに、きちっと本当に権限に基づいて勧告できるという形をとれるのかですね、その点についての改めての答弁を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

確かに、その一般企業等に農地の貸借を含めて、そういった道が開けてきたと、こういうようなことでもございます。ただ、この大台町でこう見渡して見たときにですね、この町内で果してそういうようなご懸念されております産廃処分とかいうような形で、いわゆる投棄対象という形になって出てくるのかと、こうなりますと、これはもう農地と言えれば目につきやすいところばかりでございますんで、それはもうしっかりと皆さん目を光らせる、農業委員会だけでなしにですね、一般の農家の皆さん、そして一般の方々もですね、しっかりそこら辺目を光らせるというふうなことができますんで、これが大きなそういう懸念もあるかもわかりませんが、私はその直江議員ほどそんなに大きな危機感というのは持っておりません。

で、やはりきちんとそこら辺が営農できるような形でですね、展開しておるのかというのは、これはもう日々目に入ってくるわけでございますんで、そのようになっていないならなっていないという中で、しっかりその我々も関与する部分があるかもわかりませんが、農業委員会としてもしっかり対

応していかなばならないという部分が、多いのではないかなというふうに思っております。

しかし、背景考えてみますとですね、50年も貸借、賃借ができると、しかも小作料が撤廃をされてですね、より高い形でというふうなことになる、何かあるんと違うんかいなというような、そういう思いもですね、するわけでもございますが、しかし、この地域のことだけで考えてみますとですね、やはりその一般企業が参入して、遊休農地を解消するなりですね、あるいはその農地の高度利用といいますが、そういったようなものがあるとかですね、いうことになればいいとは思いますが、なかなか小面積のとこつかまえてですね、そうもなりにくいだろうというようなことで、国全体で見たときですね、大きなねらいとしては、もっともっとその今の大耕作地というんですか、広いみというのですか、そこら辺での対象的なこととして考えているのではないかなというふうなこと、思ったりはしております。

この関与の内容なんですが、私もこれまだ熟知はしておりませんので、何とも言えないんですが、いわゆるそのこういうような実態があるじゃないかというようなことで、不都合な部分が出てきたらですね、それは直ちに農業委員会のほうにも申し上げねばならないと思いますが、農業委員会としてもですね、そういったような情報収集とか、そういったようなことは、もう日々行われてきておるといようなことで、過大にですね、心配することでもないのかなということ思っているところでもございますが、しかし、そのような懸念は懸念として、きちっと対応していくということは、これ当然必要なことでもございますので、十分に気をつけていかなばならないことであろうと思っております。

現在、参議院で審議中というようなことでもございますので、この先、どのような形になるのか、ちょっとまだ不透明でございますが、もしこの法案がそのまま通っていきますと、ある意味ですね、こちらのほうにも道が開けてきてですね、いわゆる道が開けるといのは、いわゆる遊休農地の解消とかそういったようなことにも、つなげる部分があるかもわかりませんが、産廃処分とかですね、そういったようなことになりましたと、これは十分目を光らせていかなあかんということを思ったりしております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

直江議員。

-----

8番（直江 修市君）

2項目の国の2009年度補正予算、総額約14兆円の町の行財政の効果ということについて、質問をいたします。

この質問につきましては、昨日濱井議員のほうからもなされておりました、町長の答弁において、国の補正予算に基づく地方配分ですね、地域活性化経済危機対策臨時交付金、並びに地域活性化公共投資臨時交付金、こういうものについての説明がございました。

国のほうは、午前中に堀江議員のほうからも指摘のございましたように、経済危機感、地方の体力も弱っておるということ、並びに国の経済対策ということから、平成20年度補正に継いで、21年度補正を組んできたということでありまして、20年度補正によりまして、21年度補正においても、政局絡みということではですね、言われております。お昼のテレビのニュース見てましても、17%に内閣支持率が下落したと、もういつ選挙なんだというようなことではですね、国が赤字国債発行して巨額の補正予算組みましたけども、その効果が現われないうちにですね、国の政治の形がかなり大きく変わろうとしております。

私は、もっとこういう手立てをですね、三位一体の改革というような地方を弱らせるような政策ではなしにですね、本当に地域が求める投資をもっと国がやれば、今申しましたような状況までですね、いかなかったのではないかというふうに思うんですけども、もうこれは遅きに失したような状態で、国のエネルギーというのが、ある意味ですね、大きくその爆発しそうなですね、戦後まさに日本が迎える状況になってきておるようなんですけども、これが地方においてどんな効果をもたらすんかということ、私問うておりますので、昨日の答弁と重複しないようにお答えをいただければというふうに思います。

制度の内容や、その交付金の行く末ですね、決定していない部分がある、決定した部分があるというようなことは、もう昨日ご答弁いただきましたんで、大台町の行財政の分野で、具体的に効果が出るというようなところの紹介をですね、していただければというふうに思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、2つ目の国の補正予算の町行財政への効果についてお答えをいたします。

4月10日にまとめられました経済危機対策、総額が15兆4,000億円の中で、地方公共団体への配慮として2兆3,790億円、一般的には2兆4,000億円と、こういうことで言われておりますが、この金額が地方に交付されることになりました。

地域活性化緊急経済対策臨時交付金が約1兆円、地域活性化公共投資臨時交付金が1兆3,790億円でございます。で、この公共投資臨時交付金につきましては、細部にわたった国の説明がなく、よくわからない点がございまして、今回の国の補正で追加した補助事業なり、あるいは直轄事業の負担金の一般財源の分の9割程度が交付されると、こういうことのようにございまして。

一方、経済危機対策臨時交付金につきましては、大台町に3億4,700万円が配分される予定でございまして、まさに現なまで交付されるところでございまして、使い道に縛りはありますものの、かなり緩いものでもございまして、そんなにきつい縛りじゃないということで、使い勝手の良い交付金であると考えてございまして、平成20年度の生活対策臨時交付金と同様の交付金と解釈してございまして、なるべく一般財源をこの交付金で賄い、また事業の前倒しを行うことによりまして、財政効果を上げたいと考えてございまして。

しかし、大盤振る舞いによりまして、たがが緩まないように、集中改革プランを通して行政改革についてもしっかりとやってまいりたいと思っております。また議員もご承知のように、バブルがはじけ、経済的不況であったときに、小淵内閣の国の財政出動に地方公共団体の付き合いをせられたわけではございますが、本当に必要であるかどうか疑わしい箱ものなどをですね、次々と建設をして、多くの起債を発行してきたという経緯がございまして。

その後の小泉内閣での三位一体の改革によりまして、その起債の公債費と維持費に苦しんだという経緯は記憶に新しいところでございまして。で、大台町はこの轍を踏むことのないようにですね、ほしいものではなく、本当に必要なものにこの交付金を充当して、行財政運営に取り組んでまいりたいと、こう考えているところでございまして。

で、どのような効果、そしてまた大台町にとって、どのような具体的にどうなのかと、こういうようなことではございますが、これ24日にまとめてですね、上げてまいりますが、まだ取り揃っておりませんので、具体的に申し上げることはできませんが、まず、この経済対策臨時交付金の経済危機対策の臨時交付金のほうですが、3億4,700万円のほうですね。これについてはですね、町としてもずぶ

生でこの3億4,700万円いただけますが、これをその程度の費用で終わらすんじゃないし、起債も、あるいは国の補助金もですね、それへ充当しながらやりたいなと思うております。

したがって、簡単に言えばですね、これの3億4,700万円の3倍ぐらいの予算額になるようにという、こういう指示はさせていただいております。その具体的なものがまだ出てきておりませんが、今後しっかりそれを見つめていかねばならないなと思っております。

この公共投資臨時交付金でございますが、全国でですね、46の基金ができるようです。県のほうでもですね、三重県でも16か17の基金をつくるということでございます。この部分は3年間の事業で、公共投資臨時交付金は3年間です。その基金事業の中でですね、1つには今、目をつけておりますのが、いわゆる木材、森林の再生の事業がございます。これが基金が全国で1,238億円です。そのうち三重県へはですね、大体30億円前後くるんじゃないかなと思っております。もう少し超えるかもわかりませんが、その部分でいきますとね、木材の木造施設、公共施設をつくる際に、平米13万5,000円の交付金がかかるということです。ざっと申し上げて、坪で40万円程度です。

坪単価70万円としましても、30万円ほどの差額が出るわけなんですけど、この30万円の差をですね、負担分の9割をこの投資交付金でも補助してあげますよと、こういうようなことで、木造の公共施設をつくる際にはですね、非常に有利な、ほとんどお金が要らないような形で出てくるということでございます。

ちなみに、多気町あたりもその国産材で保育所をつくらうというようなことを言っているようでもございますし、結構これは取り合いになってくるのかなと思っております。私どももいろんなその集会施設とか、とりわけ公民館なんですけど、そういったようなことですね、改築も頭に入っておるんですが、ただ、費用対効果を言われますので、そのときは今の多気町の保育所でも、1.02という数字が出ているようです。

ですので、担当のほうに言っておるんですが、例えば公民館でこんな利用率でというようなことになったときにですね、該当するのかどうかというので、早いこともう収集、情報集めよということで言っておるんですが、そういう中で、できるものはやってしまいたいなと、当然老朽化の進んだ公民館というふうなことになろうと思っておりますが、そういうような対応を考えているところでもございます。総合計画に載っている部分の前倒しとかですね、いろいろなものをやっていきたいなと思っております。

で、平成21年度の当初予算に載っているもの以外と、こういうことになりますんで、今回の補正も少し一部上げてはおりますが、積極的に手も挙げていきたいなと思っております。しっかり対応していかなければならないと思っておりますが、さきほど申し上げましたよ・ち、ほしいものではなくて、本当

に必要なもの、緊急性等々も勘案し、そして地域から要望いただいているもの、そういったものも勘案しながらですね、対応させていただきたいと、こう思っているところでございます。どうぞよろしくお願いします。

-----

議長（中西 康雄君）

直江議員。

-----

8番（直江 修市君）

町のほうとしましては、町長説明がございましたよに、地域活性化公共投資臨時交付金につきましては、これもう本議会に提案されております第3号補正に、一部農林水産省の関係でですね、林道工事等々の予算も計上をされております。お昼のNHKのニュースでは、補正予算は通ったものの、それが執行されるための関係法律がですね、まだ成立していないんだと、これだけは早く仕上げておかんと、選挙もできんよというような政府関係者の話が出ておりましたけれども、町のほうとしましては、そういう関係法令が国会を通過していない段階で、すでにここに上げられてきておる。これは問題ないのかということですね、ひとつ問いたいというふうに思います。

それから、工事の内容を見ますと、総合計画に、あるいは過疎地域自立促進計画に載っていないですね、工事がここに上がってきております。町としてはやりたかった事業だったと思うんですけども、予算的に手当ができないということで、総合計画にも上げられなかったというような背景もあるんじゃないかというふうに思うんですけども、私はその説明でございましたように、3ヶ年基金を、県が基金化して、それを市町に配分すると、受けて3ヶ年ですね、ある程度の公共投資ができるというようなことであればですね、総合計画そのものも改めて見直して、表へ出してくる必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、いわゆる国の補正財源と絡んで、町の総合計画、今のままでいいのかということについて問いたいというふうに思います。

で、町長のほうからは小淵内閣、あるいは三位一体の改革等々の中で、単独事業を起こし過ぎて、地方が多額の借金を抱えてきたいというような経緯について述べられ、その轍は町としては踏まないという言明がございました。大事な点だというふうに思うんですけども、この補正第3号を見まして

も約4億2,800万円、補正に対して財政調整基金が2,000万円、増額補正の5%ぐらいですけども、それでもいわゆる2,000万円からですね、財源不足で財政調整基金を取り崩した内容であります。

どんどん国からは金は下りてきて、それはそれでいいことだと思うんですけども、その裏財源ですね、補助残等々で町の財政計画はもうある程度できておって、大規模な水道工事を控えておるといふことで、かなり抑えたですね、また総合計画、あるいは樹立計画を見直して、工事を削ってきた、投資を削ってきた町の現状でありますことから、ボンと出てきたといふことで、またその対応が私かなり違ってくるんじゃないかといふふうに思いますけども、改めてこういう補正財源に対してですね、町のその事業計画ですね、そしてそれに伴う財政計画、こういうことも改めて私は示してもらふ必要があるんじゃないかと思うんですね。

このまま計画や財政計画はそのままで、追加補正でボンボンボンこう予算ですね、上げられてきても私ども町の財政状況どうなっていくやといふようなところで、公共投資がなされて結構やないかといふ反面ですね、大丈夫なんかといふような面も出てきますので、そういう対応をするべきだといふふうに思いますけども、見解を伺いたいといふふうに思います。

-----  
議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

ありがとうございます。まだ法令が通っていない段階で、今回それに関連する補正予算が出てきると、こういうようなことですが、これも1つの情報収集の中です。おそらくこれ競争状態になるだろうといふようなことの中で、いわゆる今回の6月の補正にですね、上がっておれば、まずは優先して採択される可能性は非常に強いと、遅れたら遅れるほどその採択が弱まってしまふといふようなこともございます。

そういうこともあってですね、いち早くその分だけでも載せよといふことで、対応させていただいているようなことでもございます。そこら辺まだ詳しいことですね、話がこうずっときておられますので、ゆっくりしてもおれんといふことで、とりあえずこの6月の議会にお願いをしておると、こ

ういうことになったようなことでございます。

で、この関連する法案もですね、必ず通してもらわんと次へ進めない、ということになってきますんで、そこら辺はもう早いとこの対応を望みたい、こう思っているところでございます。

また、過疎の計画に載ってない、こういことございまして、確かにそういう部分はございます。この部分をですね、載ってはおりませんのですけども、県との協議ですね、今回、過疎計画の変更も議案としてお願いしておるんですが、その後において計画を持ってですね、5月の25日付けで県のほうに協議は、この部分、ほかも少しあるんですが、させていただいておるようなことございまして、追々また計画変更というふうなことで、予算がちょっと先にいくんですけども、ご審議また賜らんらんとおっしゃいます。

それへプラスですね、この6月24日にまとまってくるんですが、過疎計画以外のものもあるかも知れませんが、そこら辺もまた変更上げてですね、また協議を済ませて議会のほうに審議をお願いすると、こういうことになろうと思えますんで、そのときはひとつよろしくお願いをいたしたいと思えます。

で、この総合計画の見直しというふうなことでもございしますが、文言的にはですね、林道の改良なり維持なり、いろんなものは上げさせてもらっておりますんで、その分としては変更の必要はないなと思っておりますが、いわゆる実施計画をローリングでやっていかなあかんというふうなこともありますんで、そこら辺でまた見直しも出てくるかなと思えます。ただ、いろんなものを他の産業振興のこととか、あるいは福祉とか、安全安心とかですね、そういったような分野で、今回の経済対策でですね、大きな方向性に変更が出てくるということにはならんのかなと思っておりますので、その点については変更の必要性はないのかなと思っておりますが、これもやろうと思うたら、ちょっと基本計画等の変更も必要になるなというふうなことが判断できましたらですね、それはそれでまた議会のほうにもお願いはせんらんとということになろうかと思えますが、今のところ、それは必要ないのかなと思っているところです。

で、こういった財政計画ですね、当然、その裏負担というのが出てきます。経済対策臨時交付金のほうはですね、3億4,700万円で、これはまさに一般財源部分でもございまして、ほとんど何にでも使える。基金は駄目とかですね、当初予算に載っておるものは駄目とかというような程度ですんで、それ以外はいいと、ただ20年度中に使いなさいと、こういうふうなことでもございまして、この部分としては主に一般財源多く使わないかんようなものに充当しなくちゃならんらうな、ついでに私言っているのは、その起債なり、起債の対象、あるいは国庫補助の対象になるようなものは、それならそれで一般財源使う必要ないんですから、より実が上がってくるというようなことで、地域経済も

っと浮揚してくるということで考えておりますもんで、その裏負担はなるべく少なく、こういうようなことで、ただ、財調として2,000万円ほど上げさせてもらっておりますが、そこら辺もですね、これは多めに、安全確実な部分を見てですね、設定をしておりますんで、2,000万円ちょっとというふうになってますが、これもですね、より過疎債対応なり、あるいは合併の特例債の対応なりですね、いろんなその有利な借金ができるようでしたら、こちらへ変えると、もっと補助金が付いたら、それなりに一般財源部分は少なくなるというようなことで、そういう努力は当然今までもしてきた部分ですが、今回でもやっていかなあかんのかなと思っております。

そういうことで、財政計画に大きな影響が出てくるという、そのこともあろうかと思うんですが、一度ここら辺は整理をしておく必要が当然出てきますんで、この経済対策のほうと公共投資のほう出揃ってきたらですね、またそれはそれでお示しをしなければならぬときがあろうかと思えます。

この公共投資臨時交付金は、いわゆる3年間の事業なんですけど、しなかったらゼロでいいんです。しかし、これをせんと損やなということがたくさんあると思うんですね。せな損や、したもんは得というふうなことになりますんで、これをもうできるものは、こういうような交付金を使ってですね、やっていかなあかんのかなと思っております。指くわえて見ておる必要はないと思うんですね。今やらなあかんよというふうなものが、将来ここ数年の間にですね、あの施設の整備しておかなあかんとか、ここをなぶっておかなあかんとかいうようなものがあると思うんですね。そういったようなものやっておかんとあかん、この3年の間にやっておかなあかんなど、こんなこと思っているところです。

そういことで、より後年度にですね、裏負担が生じないように、そしてまた借金がどんどんどんどん増えてくる、アホみたいにえらいことになってきたなということのないようにですね、いわゆるその轍を踏まんような形で進めていかなあかと、今回の場合はその一般財源的にいただける交付金ということでもありますんで、非常に有利なものであるということで、町の一般財源の持ち出しが非常に少ないと、こういうことも言えるんじゃないかなと思っているところです。

そういうことで、賢く使わせていただかあかんなど、そういうことで、この一旦3億4,700万円の部分がですね、どのぐらいになるんかもまだ、私も3倍と言ってますけど、本当に1.5倍なるのか2倍なるのかわからんのですが、はっきり言うて、わからんのですけど、そこら辺をこうどのような形でまとめるんかというようなことで、また時期見てですね、早いうちに皆さんにお示しできるかなとこう思っておるんですが、そういうようなところで、また同意をいただく中で、修正すべきはするということのような形でいければなとこう思いますんで、よろしく願います。

-----

議長（中西 康雄君）

直江議員の一般質問が終了いたしました。

---

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は2時ちょうどいたします。

（午後 1時 50分）

---

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 2時 00分）